



マイシティライフ 215号

平成26年5月15日発行
(年2回発行)京都市消費生活総合センターでは、
“消費者教育”にも取り組んでいます！

皆さん、“消費者教育”とは何か、ご存じですか。

“消費者教育”とは、その時代、社会に応じた様々な知識を持ち、その時々に応じて適切な行動を取ることができる「自立した消費者」、すなわち「暮らし上手な消費者」を育成するための消費生活に関する教育のことです。

この消費者教育により育成された、暮らし上手な消費者が、互いのこと、社会のこと、環境のことなどを自らで考え、行動する社会を「消費者市民社会」と言います。

こうした社会をつくることを目的として、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行されました。

京都市では、京都市消費生活審議会において、新たに消費者教育推進部会を設置し、今後、どのように消費者教育を推進していくかなどを定める「京都市消費者教育推進計画(仮称)」を策定します。

また、当センターでは、毎年、消費生活に関する様々な講座やイベントを開催するとともに、暮らしに役立つ図書やDVDの貸出しも行っています。

「暮らし上手な消費者」を目指し、更なる消費者力アップのために、お役立てください。

今号の
消費者川柳

消費者力 つけて賢く ショッピング (左京区在住の方の作品)

トラフィカ京カード
3,000円分進呈!

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方(中学生以下を除く。)
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 ハガキ又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送か、FAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

回覧して
ください。

京 都 市